

2 職員の人事評価の状況

都城市では、職員の能力及び資質の向上を図り、効率的行政運営を実現するために人事評価制度を運用しており、その概要は次のとおりです。

評価対象者	一般職の職員
評価対象期間	4月1日から翌年3月31日 但し、評価基準日は1月1日
評価方法	業績評価：職員が上司との面談の上設定した目標の達成状況 を評価 能力評価：能力や職務への取組姿勢・態度等を評価
評価結果の活用	職員の人材育成への活用及び部・課長級職員の勤勉手当成績 率に反映